

第 4 2 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考に次の 1 項を加える。

- 3 上沼田東公園の野球場をフットサルコートとして使用する場合、フットサルコート 1 面の使用につき上記の使用料を納めるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の足立区立公園条例別表第 2 の規定による施行日以後の上沼田東公園の公園施設の利用に係る承認その他の手続については、施行日前にこれを行うことができる。

（提案理由）

上沼田東公園の公園施設である野球場の使用料について、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。